平成２３年（フ）第１２１号
埼玉県本庄市小島１丁目９番２―106号　県営本庄小島団地
債務者　山本マサエこと　ＩAMAMOTO H．S．MASSAE
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４４号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目19番地　サンクレスト619―206
債務者　中垣内勝也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４５号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目19番地　サンクレスト619―206
債務者　中垣内のり子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４７号
岐阜県多治見市市之倉町10丁目175番地の１
債務者　渡邉たつ美（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５０号
岐阜県中津川市手賀野725番地の19
債務者　市原　聖一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５１号
岐阜県多治見市旭ケ丘５丁目３番地　市営住宅Ｖ棟62号
債務者　大橋　悦子（旧姓河島）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０４１号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目３番11―212号
債務者　鬼束　　愛
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８５号
堺市西区津久野町２丁33番15―101号
債務者　ＹＫプレスこと　今田　保夫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４号
大阪府柏原市安堂町22番32号
債務者　おふくろの味こと　波賀　一子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
大阪府富田林市東板持町３丁目１番４号
債務者　前滝千恵子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
大阪府富田林市東板持町３丁目１番４号
債務者　前滝塗装こと　前滝　利彦
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
大阪府松原市上田１丁目２番21―205号、前住所大阪市中央区内平野町１丁目４番７―601号
債務者　バーラウンジ智こと　石塚　智美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目２番17―202号
債務者　植島裕華里
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
大阪府松原市一津屋６丁目５番７号
債務者　前田喜多子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
堺市中区宮園町１番４―104号
債務者　八木さつき
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
大阪府藤井寺市北岡２丁目10番８号
債務者　式野　香織
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
大阪府河内長野市市町723番地の13
債務者　五十實麻祐子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3068番地36　コーポラス潮102号
債務者　西村　静子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係